



要望書

平成25年4月30日

内閣府消費者委員会 御中

公益法人日本美容医療協会
理事長 内沼 栄樹

平成23年12月21日、貴委員会より厚生労働省および消費者庁に建議して頂き、これに対し厚生労働省は「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」を作成、平成24年9月28日都道府県に対し周知徹底、及び必要に応じて行政指導の実施を依頼しております。

しかしながら現実として、美容医療（美容外科、美容皮膚科）に関するホームページの内容について、ほとんど改善されているようには見受けられません。また、完全な医療法違反広告が満載されているフリーペーパー（アリユクス、LaLaPado など）についても、野放し状態であります。

公益法人日本美容医療協会のオンライン公開相談室にも、下記のようなトラブルが報告されています。

（相談事例）以前、二重の埋没法の手術を受けました。病院のホームページ等の広告やカウンセリング時の説明と実際が全く異なる場合、虚偽広告には当たらないのでしょうか。また、事前説明の義務は病院には無いのでしょうか。上記2点が当てはまる場合、病院に対して手術費用の返金を求めることは可能ですか？

このような症例は、氷山の一角にしか過ぎないと思います。これらの原因の多くは情報不足ということもありますが、違法広告やホームページにはリスクには触れずに良いことしか書いてない、手術を受ければ自分も同じようになれると思わせるような術前術後写真、また術後の経過も腫れや内出血などは軽度で直ぐに社会復帰できる、といったようなことが表示されていることによると思われます。

いくら厚生労働省から医療広告ガイドラインや医療機関ホームページガイドラインが通知されても、実効性を伴わなければ意味がありません。これらガイドラインの実効性確保の方策を厚生労働省に求めるか、それが困難である場合には、医療法改正による消費者保護規定の導入か同法の消費者庁との共管化など、抜本的な消費者保護策が取られるように消費者委員会から再建議をしていただきたく要望致します。

第25-17号

受 25.5.1 付
消費者委員会事務局